

平成30年8月17日

各位

会社名 株式会社オプトホールディング
代表者名 代表取締役社長 鉢嶺 登
(コード番号2389 東証第一部)
問合せ先 03-5745-3611

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成30年8月17日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成30年9月3日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 282,528株
(3) 発行価額	1株につき2,664円
(4) 発行総額	752,654,592円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 1名 70,028株 当社の従業員 17名 46,500株 当社子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 13名 100,000株 当社子会社の従業員 75名 66,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）並びに当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対する当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値の共有を目的として、取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成30年3月29日開催の第24回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額550百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、株式保有の促進と当社グループの持続的な企業価値向上に向けた、当社グループの従業員を対象とする中長期インセンティブ報酬としての「長期株式報酬」と、当社の中期経営計画の目標達成に向けた、当社グループの取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び従業員（ただし、長期株式報

酬の対象となった者を除きます。)を対象とするインセンティブ報酬としての「中期株式報酬」により構成されます。なお、適切なインセンティブ付けを図るとの観点から、長期株式報酬及び中期株式報酬の対象者を、上記のとおり設定することといたしました。また、中期株式報酬につきましては、当社の中期経営計画が対象とする期間の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与を行います。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 36 万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。ただし、対象取締役等への付与株式数のうち、中期株式報酬については、当社の中期経営計画が対象とする期間の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与するため、実質的には、1 事業年度当たり 20 万株以内に相当すると考えております。その 1 株当たりの払込金額は、当社の各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、当社の取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社グループの業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的として、以下の様に付与することといたしました。

①長期株式報酬：当社グループ従業員への金銭報酬債権113,220,000円（普通株式42,500株）

②中期株式報酬：対象取締役への金銭報酬債権186,554,592円（普通株式70,028株）、当社子会社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）への金銭報酬債権266,400,000円（普通株式100,000株）、当社グループ従業員（ただし、長期株式報酬の対象となった者を除きます。）への金銭報酬債権186,480,000円（普通株式70,000株）

（以下、上記①②を合計した金銭報酬債権を「本金銭報酬債権」、同じく上記①②を合計した普通株式を「本割当株式」と総称します。）

また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するとともに、当社の中期経営計画が対象とする期間をふまえて、今回の譲渡制限期間につきましては、長期株式報酬は5年、中期株式報酬は3年としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、当社と対象取締役等の各自との間で、長期株式報酬及び中期株式報酬それぞれにおいて、①対象取締役等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等をその内容に含む、長期株式報酬に係る「譲渡制限付株式割当契約書（長期株式報酬）」又は中期株式報酬に係る「譲渡制限付株式割当契約書（中期株式報酬）」（以下、「本割当契約」と総称します。）を個別に締結することを条件として、割当予定先である対象取締役等 106 名が当社及び当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について発行又は処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

- ① 長期株式報酬 平成30年9月3日～平成35年9月3日
- ② 中期株式報酬 平成30年9月3日～平成33年9月3日

（2）譲渡制限の解除条件及び解除株式数

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、監査等委員である取締役、監査役、使用人、顧問又は相談役、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全てについて、譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合

の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、監査等委員である取締役、監査役、使用人、顧問及び相談役、その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間の満了の時点をもって、譲渡制限を解除する。

死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、当社取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

長期株式報酬については、上記①で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（本払込期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数。以下同じ。）を60で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。また、長期株式報酬の対象となった者が死亡以外の事由により退任又は退職するときに限り、退任又は退職の効力発生日が本払込期日から1年を経過する日以前の日である場合はその数を0（ゼロ）とする。以下同じ。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。中期株式報酬については、上記①で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（ただし、任期満了又は定年以外の正当な事由による退任又は退職の場合には、在職期間は本払込期日を含む月から当該退任又は退職日の直前の任期満了日を含む月までの月数とする。）を36で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合の取扱いは以下のとおり。

・長期株式報酬：

当該承認時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。以下同じ。）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社の取締役会の決議により、これに係る本譲渡制限を解除する。

・中期株式報酬：

当該承認時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社の取締役会の決議により、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、長期株式報酬については、本制度に基づく本事業年度から始まる当社の5事業年度分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として、中期株式報酬については、本制度に基づく本事業年度から始まる当社の3事業年度分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、忝意性を排除した価額とするため、平成30年8月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である2,664円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. 今回の株式発行による資本金および資本準備金の増加額（オプトホールディング単体財務諸表）

	増資前（平成30年7月末時点）	増資後
資本金	7,835,926千円	8,212,254千円
資本準備金	3,047,385千円	3,423,712千円

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。

（ご参考）

なお、平成30年8月17日開催の取締役会において、株主の皆様における将来の希薄化懸念を軽減することを目的とし、平成30年9月3日を消却予定日とする自己株式の消却（今回の新株発行と同数の自己株式を消却）を行うことを決議しております。詳細につきましては、平成30年8月17日付の当社適時開示「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上